

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各管区警察局長
各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第46号
平成29年4月12日
警察庁生活安全局保安課長

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定に伴う風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について(通達)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習新法」という(官報の一部の写し:別添1。新旧対照条文:別添2。))は、平成28年11月28日に公布され、平成29年4月7日に公布された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令(平成29年政令第135号(官報の写し:別添3。))により平成29年11月1日から全面施行されることとなった。

技能実習新法により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)が改正されるとともに、平成29年4月7日に併せて公布された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成29年政令第136号(官報の一部の写し:別添4。新旧対照条文:別添5。))により、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。)が改正されることとなったところ、これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

風営法第4条第1項第2号は、1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は同号に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者について、都道府県公安委員会は風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可をしてはならない旨を定めている。

また、銃刀法第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持許可の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して、凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者については、都道府県公安委員会は猟銃の所持許可をしてはならない旨を定めている。

この度制定された技能実習新法は、第46条において、「実習監理を行う者又はその役員若しくは職員は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体的自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。」とし、第108条においてその違反に対する罰則を規定していることから、風営法及び銃刀法施行令について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 風営法の改正

風営法第4条第1項第2号に掲げる罪に技能実習新法第108条に規定する罪を追加し、当該罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者については、都道府県公安委員会は風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可をしてはならないこととした。

(2) 銃刀法施行令の改正

銃刀法施行令第12条第2項に掲げる銃刀法第5条の2第2項第3号の「政令で定める」罪に技能実習新法第108条に規定する罪を追加し、銃砲刀剣類等を使用して、当該罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者については、猟銃の所持の許可をしてはならないこととした。

（在留資格の取消しに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前に受けた上陸許可の証印等（この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二條の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。）について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

（退去強制に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第二十二條の四第一項（第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二條の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（次条において「新法」という。）第二十四條第四号ル（2）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号ル（2）に掲げる行為をあり、唆し、又は助けた者について適用する。

（在留資格認定証明書に関する経過措置）

第四条 法務大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行うおとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣 金田 勝年
内閣総理大臣 安倍 晋三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 技能実習

第一節 技能実習計画（第八条―第二十二條）

第二節 監理団体（第二十三條―第四十五條）

第三節 技能実習生の保護（第四十六條―第四十九條）

第四節 補則（第五十條―第五十六條）

第三章 外国人技能実習機構

第一節 総則（第五十七條―第六十三條）

第二節 設立（第六十四條―第六十八條）

第三節 役員等（第六十九條―第八十一條）

第四節 評議員会（第八十二條―第八十六條）

第五節 業務（第八十七條―第九十條）

第六節 財務及び会計（第九十一條―第九十八條）

第七節 監督（第九十九條・第一百條）

第八節 補則（第一百一條・第一百二條）

第四章 雑則（第一百三條―第一百七七條）

第五章 罰則（第一百八條―第一百五十五條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。次条及び第四十八條第一項において「入管法」という。）その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。

2 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習（本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人（入管法第二条第二号に規定する外国人をいう。以下同じ。）又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもつて、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することを含む。以下同じ。）

二 第二号企業単独型技能実習（第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟したため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。）をもつて、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

三 第三号企業単独型技能実習（第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達したため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。）をもつて、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

3 この法律において「企業単独型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）
二 第二号企業単独型技能実習生（第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）
三 第三号企業単独型技能実習生（第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(帳簿の備付け)

第四十一条 監理団体は、監理事業に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない。

(監査報告等)

第四十二条 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者について、第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従い監査を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 監理団体は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する事業報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(個人情報取扱)

第四十三条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第四十四条 監理団体の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(主務省令への委任)

第四十五条 この節に定めるもののほか、監理団体の許可の手続その他この節の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三節 技能実習生の保護

(禁止行為)

第四十六条 実習監理を行う者（第四十八条第一項において「実習監理者」という。）又はその役員若しくは職員（次条において「実習監理者等」という。）は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の不自由を不当に拘束する手段によつて、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。

第四十七条 実習監理者等は、技能実習生等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者を含む。）以下この条において同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

2 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

第四十八条 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員（次項において「技能実習関係者」という。）は、技能実習生の旅券（入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。第百十一条第五号において同じ。）又は在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。）を保管してはならない。

2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

(主務大臣に対する申告)

第四十九条 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができる。

2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いはしてはならない。

第四節 補則

(指導及び助言等)

第五十条 主務大臣は、この章の規定の施行に関し必要があると認めるときは、実習実施者及び監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができる。

2 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(連絡調整等)

第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する措置の円滑な実施のためその他必要があると認めるときは、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行うことができる。

(技能実習評価試験)

第五十二条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならない。

2 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

(事業所管大臣への要請)

第五十三条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣（次条第一項において「事業所管大臣」という。）に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができる。

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下この条において「事業協議会」という。）を組織することができる。

2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

(権限の委任等)

第百四条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第四十条第三項から第五項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による委任に基づき、報告徴収等を行ったときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限を地方運輸局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

5 この法律に規定する主務大臣の権限（第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。）は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(職権の行使)

第百五条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第一項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

(国等の連携)

第百六条 国、地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うこととその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

2 機構は、前項に規定する連携のため、主務大臣に対し、主務大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行わなければならない。

(主務省令への委任)

第百七条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 罰則

第百八条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反して実習監理を行った者

二 偽りその他不正の行為により、第二十三条第一項の許可、第三十一条第二項の規定による許可の有効期間の更新又は第三十二条第一項の変更の許可を受けた者

三 第三十七条第三項の規定による処分に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

四 第三十八条の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

第百十条 第四十四条、第五十四条第四項、第五十六条第四項又は第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による処分に違反した者

二 第二十八条第一項の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

三 第三十六条第一項の規定による処分に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

四 第四十七条の規定に違反した者

五 第四十八条第一項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者

六 第四十八条第二項の規定に違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者

七 第四十九条第二項の規定に違反した者

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十九条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第二十条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

六 第二十三条第二項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第二十三条第三項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第三十二条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

八 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

九 第三十四条第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

十 第四十条第一項の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

十一 第四十一条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

十二 第一百条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

第百十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第九十条、第一百条（第四十四条に係る部分に限る。）、第一百一十一条及び前条（第十二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき

二 第六十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき

三 第六十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき

四 第九十三条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかったとき

五 第九十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき

六 第九十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき

第百十五条 第六十一条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第百六条、第百七条、第百十條（第八十條（第八十六條及び第八十八條第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二條（第十二條に係る部分に限る。）、第百十四條及び第百十五條の規定並びに附則第五条から第九条まで、（第十三條、第十四條から第十七條まで、第十八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十條から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。）

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(技能実習に関する経過措置)

第三条 附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

2 前項に規定する者又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留していた者（同項に規定する者を除く。）その他これに準ずるものとして主務大臣が適当と認める者（以下この条及び次条において「旧技能実習在留資格者等」という。）が、第一号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三條第二項の主務省令で定めるもの」とする。

3 旧技能実習在留資格者等が第二号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三條第三項の主務省令で定めるもの」とする。

4 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第四項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三條第四項の主務省令で定めるもの」とする。

5 旧技能実習在留資格者等が第二号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第四項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三條第五項の主務省令で定めるもの」とする。

(技能実習計画の認定の基準に関する経過措置)

第四条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画（第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものを除く。）を作成し、当該技能実習計画について第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第九条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは、「附則第三條第二項に規定する旧技能実習在留資格者等が行う活動に係る主務省令で定める計画（以下この号において「相当技能実習計画」という。）」と、「第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「相当技能実習計画」と、同条第十三号中「技能実習生に技能実習」とあるのは「技能実習生（技能実習に相当するもの（附則第三條第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）に技能実習（技能実習に相当するものを含む。）とする。」とする。

(外国人技能実習機構に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に外国人技能実習機構という文字を用いている者については、第六十一条第二項の規定は、第三章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第六条 機構の最初の事業年度は、第九十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第七条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第九十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(施行前の準備)

第八条 第八條第一項の認定及び第二十三條第一項の許可の手続は、施行日前においても行うことができる。この場合において、主務大臣は、第十二條及び第二十四條の規定の例により、機構に、認定事務又は調査の全部又は一部を行わせることができる。

2 第二十三條第一項の許可の手続を施行日前に行う場合において、厚生労働大臣は、同条第六項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

3 第二十三條第一項の許可の手続に係る申請書又はこれに添付すべき書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(国立国会図書館法の一部改正)

第九条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。
別表第一沖繩振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第十条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号に次のように加える。

ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条の罪

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本勤労者住宅協会」を「外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項及び第二項中「又は第二号イ」を「第二号イ若しくはロ又は第三号イ」に改める。

第七条第一項第二号中「及び技能実習の項の下欄第二号」を削る。

第二十條第一項中「又は技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）を削る。

第二十條の二の見出し中「在留資格」を「高度専門職の在留資格」に改め、同条第一項を次のように改める。

高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 新旧対照条文(抄)

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第二百二十二号) (抄) (附則第十条関係) (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(許可の基準) 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 (略) 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 イㄱㄴ (略) ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成二十八年法律第八十九号) 第百八条の罪 三ㄴ九 (略) 2ㄱ4 (略)	(許可の基準) 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 (略) 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 イㄱㄴ (略) 三ㄴ九 (略) 2ㄱ4 (略)

六 事業規模算定期間 旧事業に係る事業の規模を算定する場合にあつては判定連結親法人又は連結子法人等の合併等直前期間（合併等の日の一年前の日から当該合併等の日までの期間をいう。）又は合併等直前連結事業年度等（判定連結親法人又は連結子法人等の当該合併等の日を含む連結事業年度（当該合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の直前の連結事業年度（当該直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度のいう。）をいい、第一号ハ(3)に規定する非従事事業に係る事業の規模を算定する場合にあつては合併等以後期間（合併等の日以後の期間を一年ごとに区分した期間をいう。）又は合併等以後連結事業年度等（判定連結親法人又は連結子法人等の当該合併等の日以後に終了した連結事業年度（当該合併等の日以後に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度をいう。）をいう。）をいう。

項に規定する所得の金額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該被合併法人等の当該各号に定める金額とする。

一 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は内国法人である人格のない社団等 同条第十三号に規定する収益事業（次号において「収益事業」という。）から生じた所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額）

二 外国法人 法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等にあつては収益事業から生じた所得の金額に限るものとし、当該国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき同法第百四十四条の十三の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額とする。）

16

資金借入れ等により行われることが見込まれる事業の内容が明らかである場合には、判定連結親法人又は連結子法人等のいずれかが判定連結親法人及び各連結子法人等の全ての旧事業の事業規模（第十四項第一号ハ②に規定する事業規模をいう。以下この項において同じ。）の合計額のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定（判定連結親法人又は連結子法人等が旧事業の事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定を含む。）については、法人税法施行令第百十三条の二第三項及び第十四項の規定を準用する。この場合において、同条第十三項中「当該旧事業の譲渡収益額、貸付収益額若しくは役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第一号ハ②（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する旧事業（以下この項及び次項において「旧事業」という。）の譲渡収益額（同条第十四項第五号イに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）、貸付収益額（同条第十四項第五号ロに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは役務提供収益額（同条第十四項第五号ハに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「当該新事業」とあるのは「新事業（同条第十六項に規定する見込まれる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第十四項中「同項の資金借入れ等を行った日の属する事業年度の確定申告書」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する判定対象年度の連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第三十九条の四十五第一項中「中し連結法人」の下に「(同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)」を加える。

第三十九条の四十八第六項第一号イ及び口中「第三十九条の三十九第二十二項各号」を「第三十九条の三十九第二十七項各号」に改める。

附
則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣	麻生 太郎
内閣総理大臣	安倍 晋三

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する

御名
御璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十三号

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十月八日とする。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布す。

御名
御璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十四号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

法務大臣 金田 勝年
内閣総理大臣 安倍 晋三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百三十五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日は、平成二十九年十一月一日とする。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令ここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百三十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令
内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十條第二号、第三十一條第一項、第三十七條第一項第四号並びに第四百四條第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
（法第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七條（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九條第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項の規定により適用される場合を含む）、第百十八條第一項（労働基準法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る）、第百十九條（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。）及び第百二十條（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一條の規定
二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九條（同法第八十五條第一項の規定に係る部分に限る）、第百三十條（同法第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條及び第六十六條（同法第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに第八十八條の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一條（第一号（同法第五十三條第一項及び第二項、第五十四條、第五十六條並びに第五十八條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五條第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二條第一項の規定により適用される場合を含む）
三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三條、第六十四條、第六十五條（第一号を除く。）及び第六十六條の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
四 船員職業安定法第百十一條から第百十五條までの規定
五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二、第七十三條の四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定

六 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
七 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同條第二項の規定
八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九條、第五十條及び第五十一條（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
十 労働者派遣法第五十八條から第六十二條までの規定
十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八條、第四十九條（第一号を除く。）及び第五十一條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九條、第二十條及び第二十一條（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二條から第六十五條までの規定
十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二條、第三十三條及び第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定
十五 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第百十八條、第百十九條及び第百二十一條の規定、船員職業安定法第八十九條第七項の規定により適用される船員法第百二十九條から第百三十一條までの規定並びに労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九條及び第百二十二條の規定（監理団体の許可の有効期間）

第二条 法第三十一條第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 一般監理事業（法第二十三條第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可（法第二條第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。）を受けた場合（第三号及び第四号に規定する場合を除く。） 五年
二 特定監理事業（法第二十三條第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可を受けた場合（第五号及び第六号に規定する場合を除く。） 三年
三 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間（同項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。）の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監理事業の実施に關し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年
四 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外るとき 五年
五 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実施に關し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 五年
六 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外るとき 三年

政令第百三十五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日は、平成二十九年十一月一日とする。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令ここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百三十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令
内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十條第二号、第三十一條第一項、第三十七條第一項第四号並びに第四百四條第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
（法第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七條（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九條第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項の規定により適用される場合を含む）、第百十八條第一項（労働基準法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る）、第百十九條（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。）及び第百二十條（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一條の規定
二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九條（同法第八十五條第一項の規定に係る部分に限る）、第百三十條（同法第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條及び第六十六條（同法第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに第八十八條の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一條（第一号（同法第五十三條第一項及び第二項、第五十四條、第五十六條並びに第五十八條第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五條第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二條第一項の規定により適用される場合を含む）
三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三條、第六十四條、第六十五條（第一号を除く。）及び第六十六條の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
四 船員職業安定法第百十一條から第百十五條までの規定
五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二、第七十三條の四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定

六 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
七 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同條第二項の規定
八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九條、第五十條及び第五十一條（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定

九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
十 労働者派遣法第五十八條から第六十二條までの規定
十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八條、第四十九條（第一号を除く。）及び第五十一條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九條、第二十條及び第二十一條（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二條から第六十五條までの規定
十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二條、第三十三條及び第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定

十五 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第百十八條、第百十九條及び第百二十一條の規定、船員職業安定法第八十九條第七項の規定により適用される船員法第百二十九條から第百三十一條までの規定並びに労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九條及び第百二十二條の規定（監理団体の許可の有効期間）

第二条 法第三十一條第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 一般監理事業（法第二十三條第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可（法第二條第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。）を受けた場合（第三号及び第四号に規定する場合を除く。） 五年
二 特定監理事業（法第二十三條第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可を受けた場合（第五号及び第六号に規定する場合を除く。） 三年
三 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間（同項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。）の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年
四 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外るとき 五年
五 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 五年
六 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外るとき 三年

(法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)
第三条 法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 職業安定法の規定(法第二十七条第二項の規定により適用される場合を含む。)

二 船員職業安定法の規定

三 出入国管理及び難民認定法の規定

四 労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定

(国土交通大臣への権限の委任)

第四条 法第四百四条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員(船員法第一条に規定する船員をいう。)である技能実習生(法第二条第一項に規定する技能実習生をいう。)に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(地方運輸局長等への権限の委任)

第五条 国土交通大臣は、法第四百四条第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者(法第三十五条第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。)に係る事業所その他団体監理型技能実習(法第二条第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。)に係る場所(次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。)の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第四百四条第三項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、団体監理型技能実習関係者の事務所等の所在地を管轄する運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任する。ただし、地方運輸局長が自らその権限を行使することを妨げない。

附 則

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十九年十一月一日)から施行する。

(労働者派遣法に係る第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用に関する特例)

第二条 当分の間、第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用については、第一条第十号中「規定」とあるのは「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)附則第六条第六項及び第七項の規定」と、第三条第四号中「を除く。」とあるのは「を除く。」又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」とする。

(職業安定法施行令の一部改正)

第三条 職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。

八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十八条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百十一号(第一号を除く。及び第百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法百十三号の規定(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第四条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十八条に規定する罪

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第一百十三号(同法第八十八条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。)、第一百十一号(第一号を除く。及び第百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定

第二十五条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八十八条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百十一号(第一号を除く。及び第百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法百十三号の規定

(行政相談委員会法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第六条 行政相談委員会法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

八 外国人技能実習機構

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正)
第七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十八条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百十一号(第一号を除く。及び第百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法百十三号の規定

(港湾労働法施行令の一部改正)

第八条 港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十八条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百十一号(第一号を除く。及び第百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法百十三号の規定

(労働政策審議会令の一部改正)

第九条 労働政策審議会令(平成十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項の表職業能力開発分科会の項第二号中「昭和四十四年法律第六十四号」の下に「及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)」を加える。

(船員職業安定法施行令の一部改正)

第十条 船員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。
第一条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十八条、第九十条、第一百十号(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百十一号(第一号を除く。及び第百十二号(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法百十三号の規定

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令案
新旧対照条文(抄)

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和三十三年政令第三十三号) (抄) (附則第四条関係) (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(人の生命又は身体を害する罪等) 第十二条 (略) 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十五 (略) 四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) 第百八条に規定する罪	(人の生命又は身体を害する罪等) 第十二条 (略) 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十五 (略) (新設)